南城市地域包括支援センター

（地域型）業務委託

仕　様　書



南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託仕様書

1 業務名

南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託

2 目的

本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、第115条の46第1項に基づき、南城市地域包括支援センター（地域型）（以下「地域型センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

3 運営の原則

業務を実施するに当たっては、次の4つの原則を遵守すること。

(1) 公益性の原則

ア 地域型センターは、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

イ 地域型センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・沖縄県・本市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うこと。

(2) 地域性の原則

ア 地域型センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であること。

イ 地域の意見を幅広く汲み上げ地域特性や実情を把握し、地域と連携して保健・医療の向上及び福祉の増進に向けて活動すること。

(3) 協働性の原則

ア 地域型センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして担当地域の高齢者を支えるものとすること。

イ 地域の保健・医療・福祉の専門職種や各種ボランティア、社会福祉協議会や警察、消防等の公共機関、自治会長、民生委員・児童委員等関係者と連携を図りながら活動すること。

(4) 包括性の原則

ア 地域型センターは、高齢者等の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険サービスはもとより、保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支えあいなど地域の多様な社会資源を有機的に結びつけるものとすること。

イ 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないよう、適切なサービスを継続的に提供できるよう努めるものとすること。

ウ 地域支援事業を始めとしたさまざまな取り組みを高齢者に対する支援に限定することなく、全世帯を対象とした地域包括ケアシステムの構築に資するものとして推進することで、地域共生社会への実現ができるよう取り組んでいくこと。

4 公正・中立性の義務

(1) 地域型センターを受託した法人等(以下「受託者」という。)は、地域型センター業務を運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

(2) 地域型センターが、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。

(3) 地域型センターの職員は、本市の公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、訪問等に使用する自動車等の表示等については十分配慮すること。

5 委託期間

(1) 契約期間

業務委託期間 ・・・ 令和 9年 4月 1日～令和 14年 3月31日(5年間)

(2) 契約の解除

本市は、受託者が次のいずれかに該当する場合、南城市地域包括ケア推進協議会(地域包括支援センター運営協議会を兼ねる。(以下「協議会」という。))に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除することができる。その場合において、契約を解除された法人等は、次の事業実施法人等が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこととする。

ア 法令等を遵守しない場合

イ 適切、公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、本市の是正に従わない場合

ウ その他、本市が契約を解除する必要があると認める場合

6 業務委託料に関すること

(1)契約上限額(5年間)

地域型センター1ヶ所あたりの上限額を、￥175,000,000(非課税)とする。

(但し、1会計年度あたりの上限額は、￥35,000,000(非課税)とする。)

(2)対象経費

ア 人件費

専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)等の人件費(基本給、賞与、社会保険(健康保険料、厚生年金保険料、子ども子育て拠出金、労働保険(労災、雇用)、手当(通勤手当、時間外手当)等)

イ 事務費

消耗品費、食糧費(会議や研修会、講演会を実施した際の茶菓子代)、通信運搬費(通話料、インターネット使用料、郵送料)、印刷製本費、会議費(ケア会議等の講師謝礼金、施設使用料、会議資料等)、研修会参加費(職員の宿泊費、公共交通機関の運賃、研修会資料等)、負担金、備品

ウ 管理費

賃借料(機器及び車両リース料、システム保守委託料、および維持管理費(車両燃料費等)

エ 一般管理費

(3) 介護報酬(指定介護予防支援)

指定介護予防支援を実施した場合に支払われる介護予防サービス計画費(介護予防給付)は委託料とは別に受託者の収入とするので、受託者が独自に従事者を雇用すること(委託料には計上しないこと)。

(4) 会計処理

地域型センターの運営に関する収入及び支出は、業務委託分と指定介護予防支援事業分の会計を区分するとともに、その他事業の会計とも明確に区分して経理する。

(5) 委託料の支払

詳細については、業務委託契約書においてこれを定める。

(6) その他

委託事業の実施に当たっては、利用者等から料金を徴収することはできない。ただし、教室や会議、研修等を開催する場合において、資料代などの実費を参加者等から徴収しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要がある。

7 人員配置

地域型センターの業務に従事する職員等は、次のとおりとする。

(1) 地域型センターの設置運営について

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 18 年 10 月 18 日付、老計発第 1018001 号)及び南城市地域包括支援センター事業実施要綱(平成 20 年南城市訓令第 16 号)に基づき、次に記載する職員を常勤・専従で配置するものとする。

ア 保健師(その他これに準ずる者)1人

(その他これに準ずる者)とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まないものとする。)かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有するものとする。

イ 社会福祉士(その他これに準ずる者) 1人

(その他これに準ずる者)とは、福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とし、将来的には社会福祉士の配置を行うこととする。

ウ 主任介護支援専門員(その他これに準ずる者) 1人

(その他これに準ずる者)とは、「ケアマネジメントリーダー活動等、支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日付、老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とし、将来的には主任介護支援専門員の配置を行うこととする。(上記(1)ア～ウを以下「3職種」という。」

(2) 管理責任者(センター長)

地域型センターには管理責任者を1人置くものとする。この場合において、3職種のうちいずれかの職員を管理責任者とすることができる。

(3) 認知症地域支援推進員等 1人

上記、3 職種以外に専従で業務を遂行する専門職等とする。

(4) 介護支援専門員　2人以上

介護予防ケアマネジメント業務等(ケアマネジメント A)を行う職員

(5) その他の職員

上記以外の職員（例：相談員等）を、地域型センターに置くことができる。

(6) 人件費について

指定介護予防支援事業（介護予防給付）を行う職員に対する人件費は、受託者の負担とする。

8 業務時間及び休業日

(1)業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休業日等

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

エ 慰霊の日（6 月 23 日）

(3) 緊急時対応

上記（1）、（2）の規定にかかわらず、緊急時対応、電話相談等については、24 時間体制で年間を通していつでも対応できるよう体制を確保するものとすること。

(4) その他

利用者へのサービス提供の観点から、受託者の判断により、業務時間を超えること又は休業日に開設することができるものとする。

9 業務内容

(1) 業務に関する原則

ア 地域型センターの業務は、（2）から（8）に掲げる内容とする。また、各業務に関しては、国の定める「地域支援事業実施要綱」に基づくものとし、一般社団法人長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニュアル」（改定時は最新のものを参考とする。）及び本市が定める業務委託契約書（制度改正時内容の変更あり）に従い実施すること。

イ 地域型センターの運営に関しては、所属する職員全員が、積極的に地域毎のニーズや資源の情報を収集・把握し、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、本市が直営する南城市地域包括支援センター（基幹型）（以下「本市基幹型センター」という。）、地域型センターともに相互連携及び協力して業務を実施すること。

ウ 関係法令等の改正、令和9年4月１日からの介護予防・日常生活支援総合事業の実施等、業務内容に変更が生じる場合は、本市と別途協議すること。

エ 効果的な地域型センター運営の継続のため、地域型センター自らがその取り組みを振り返るとともに、設置者である市町村が地域型センターの運営や活動に対する点検、評価を定期的に行っていくことが重要とされており、評価を踏まえた事業の質の向上のための対応を徹底するため、地域型センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務(法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号)

(ア) 地域におけるネットワークの構築

高齢者及びその家族等(以下「高齢者等」という。)からの相談を受け、高齢者等に対し適切な支援を行うため、保健・医療・福祉を始めとする様々な関係者及び関係機関とのネットワークの構築を図ること。

こうしたネットワークの構築のために、関係機関・組織の会議・行事等へ積極的に出席するとともに、地域の社会資源を把握・開発すること。

(イ) 高齢者等の実態把握

総合相談支援業務を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、被保険者等への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者等の実態を把握すること。

(ウ) 総合相談支援

① 被保険者等及び(ア)のネットワーク等からの電話、面接、訪問等による保健・医療・福祉に関する各種の相談に対し、的確に状況把握等を行い、適切なサービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。

② 相談に来た者に対しては、相談の目的や希望するサービスを聞き取るとともに、必要な申請や流れについての案内を行う。その際に、介護予防・日常生活支援総合事業が必要と判断した場合は、基本チェックリスト等を実施すること。

③ 複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域型センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係に繋ぐこと。

総合相談支援の実施に当たっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援にあたること。

④ 継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者から、より詳細な情報収集を行い、3職種会議等で当事者に関する課題や支援を明確にしながら適切なサービスや制度を検討していく。また、当事者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

⑤ 相談内容の把握・分析を行い、解決困難な相談事例については、定期的に進捗管理を行うこと。相談を受けた中で、専門的・継続的な関与又は高齢者虐待の場合等緊急の対応が必要と判断した場合には、速やかに、本市が指定する書面をもって本市及び本市基幹型センターへ報告するとともに、事例に即した適切な対応をとること。

⑥ 地域型センターは、事務所内だけでなく様々な機会を利用し、高齢者等からの相談を受けるとともに、保健・福祉・医療に関するサービスや制度に関する普及啓発活動を行うこと。

イ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

高齢者等に対し、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、高齢者等のニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、支援を行うこと。特に、高齢者虐待など被保険者等の権利擁護の観点からの支援が必要と判断される場合には、関係機関と連携し、制度の活用を図るとともに、必要な情報の提供を行うこと。

（ア）日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進

判断能力が不充分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用に関する周知や支援を行う。高齢者に親族がいる場合、成年後見制度を説明し、本人又は親族からの申立てが行われるよう支援すること。

また、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められるときは、速やかに本市及び本市基幹型センターに当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行うこと。

（イ）老人福祉施設等への措置支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、本市及び本市基幹型センターに当該高齢者の状況等を報告する。また、措置入所解除後継続支援の必要がある場合においても、本市及び本市基幹型センターと支援方法の確認を行うこと。

（ウ）高齢者虐待への対応

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 17 条に規定する事務の委託を受け、高齢者及び高齢者の養護者に対して、高齢者虐待に関する相談、指導、助言、通報及び届出の受理その他必要な措置等を行うこと。また、本市と連携協力する者とその対応について協議（個別事例検討会の開催）するほか、本市が開催する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」等へ出席すること。

なお、具体的な虐待への対応方法等については、「南城市高齢者虐待防止マニュアル」に従うものとする。また、虐待を把握した場合には、速やかに本市及び本市基幹型センターに状況等を報告し、必要に応じて連携し、適切かつ迅速な対応をとること。

（エ）困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域型センターの専門職種が相互に連携し、地域型センター全体で対応する。なお、必要と認められるときは、速やかに本市基幹型センターに当該高齢者の状況等を報告し、連携して支援を行うこと。

（オ）消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、関係団体等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に適

宜情報提供を行なうこと。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

（ア） 包括的・継続的なケア体制の構築業務

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、本市基幹型センターと協力し医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築する。また、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を把握し、包括的・継続的ケアマネジメント支援が実践できるよう、地域の連携・協力体制のネットワークを整備すること。

（イ） 介護支援専門員への日常的個別指導・相談等

介護支援専門員に対する相談窓口を設置し、個々の介護支援専門員へのサポートを行うとともに、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、本市基幹型センターと連携し、事例検討会、地域ケア会議の開催、制度や施策に関する情報提供等を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うこと。

（ウ） 支援困難事例等への指導・助言業務

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域型センターの各専門職種や地域の関係者及び関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、個別指導・助言等を効果的に行うこと。

（エ）地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務

地域ケア会議などを通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例などへの指導・助言を行うこと。

高齢者の自立支援・介護予防をするためには、地域においてケアマネジメントが適切に実施される必要がある。そのためには、介護支援専門員への直接的な支援のみならず、住民や介護サービス事業所など、地域全体を対象とした適切なケアマネジメントの為の啓発等の働きかけが重要であることを念頭に支援すること。

（オ） 医療と介護の連携

医療と介護の連携の観点から、例えば、居宅介護支援の利用がなかった入院中の高齢者が退院後の介護サービスを必要としている場合、医療機関からの連絡を受け、適切に居宅介護支援事業所に結びつけることができるよう、あらかじめ地域の職能団体や医療機関等との間で協議を行っておくこと。

エ 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）との連携

（ア） 本市が主催する同事業へ積極的に参加をする。又、必要に応じ本市との協働による事業参画を行うこと。

（イ） 多職種合同カンファレンスへの出席

多職種合同カンファレンスに出席し、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供するよう関係機関と連携をとること。

オ 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）との連携

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携すること。

カ 認知症総合支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

（ア） 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員等を中心に認知症疾患医療センター含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関と連携し、認知症の人や家族の支援を図る。本市及び本市基幹型センター並びに他地区の地域型センターと連携を図るとともに支援体制の構築及び研修の企画、サポーター養成講座の周知等、本市の認知症ケア向上に取り組む。また、本市が作成する認知症ケアパスの作成協力及び普及啓発を行い、認知症の地域支援を推進すること。

（イ） 認知症初期集中支援推進事業

本市の認知症初期集中支援チームと協力体制を図る。また、同チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図ること。

キ 地域ケア会議開催業務（法第 115 条の 48 第 1 項）

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種協働による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて適切な支援に繋がっていない高齢者の支援を行うと共に、個別の課題分析等を蓄積し地域課題を発見し地域に必要な資源開発や地域づくりを行うこと。

（ア） 地域ケア会議の機能

① 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること。（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 の規定により届出られた居宅サービス計画に関する事項の検討を含む。）

② 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互連携を高め地域包括的支援ネットワークを構築すること。

③ 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を浮き彫りにすること。

又、市の定める方法に従い地域課題を本市及び本市基幹型センターに報告すること。

④地域づくり資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能をもつこと。

⑤政策の形成

地域における必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能をもつこと。

（イ） 地域ケア会議運営に当たっての留意点

上記の①から③は地域型センター主催の会議とする。④⑤については検討内容によ

って は地域型センター又は本市基幹型センター主催の会議とする。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業(第 1 号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント業務)(法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号ニ))

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、ケアマネジメントを実施する。なお、介護予防ケアマネジメント業務については、合理的に必要な範囲内で、居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託できるものとする。居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、委託を適正に行う。

ア 実施手順

介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振発 0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知)及び、南城市介護予防支援業務ガイドラインに基づき実施する。介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中予防サービスや住民主体のサービスなどの多様なサービスの活用を推進する。また、一連のサイクル終了後、モニタリングにより業務の評価を行い、次の課題分析につなげるとともに、保健師、社会福祉士、主任介護専門員等多職種が相互に連携しながらケアマネジメントを実施するものとする。

イ 業務の実施方法と契約

要支援者に係る介護予防ケアマネジメント業務を地域型センターにおいて実施することにより、介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に係る介護予防ケアマネジメント業務を一体的に行う。

事業の実施については、以下の点に留意すること。

(ア) 障がい者総合支援法において、従来支援を行っていた相談支援専門員と連携するなど、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。

(イ) 利用者に対し、複数の訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者、その他、生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得る必要があること。

(ウ) 介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める必要があること。

(エ) サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。

(オ) 訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

介護予防ケアマネジメント業務に要する費用については、すべて介護予防・日常生活支援総合事業として一体的に賄われることとされていることから、介護予防ケアマネジメント業務に関する業務委託契約を別途締結すること。

(4) 指定介護予防支援等の事業の実施

ア 受託者は、地域型センター業務のほか、地域型センターの事務所において、介護保険における介護予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防給付に関するケアマネジメント業務を行う指定介護予防支援等の事業(以下、この条において「支援事業」という。)を実施すること。

イ 支援事業の実施にあたっては、法第 115 条の 22 の規定に基づく法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業。介護予防ケアマネジメントにあたっては、法第 115 条の 45 第 1 項を遵守するとともに、次の事項に留意すること。

(ア) 法第 115 条の 22 の規定に基づく本市の指定を受けること。

(イ) 支援事業を適切に運営するため、必要な人員を配置すること。

(ウ) 地域型センター職員(3職種及び認知症地域支援推進員等)は、原則として支援事業を兼務することはできない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合は、実施することができるものとする。

(エ) 支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができること。

ウ 介護報酬

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)は、受託者の収入とする。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務

包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の介護サービス事業者、医療機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の各組織との連携等による支援体制を構築する。

(6) 厚生労働省が定める事業(法第115条の45第1項)

ア 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して何らかの支援を要する者を早期に把握し介護予防活動へつなげていく。

(ア) 本市及び本市基幹型センターとの連携による把握

(イ) 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握

(ウ) 医療機関からの情報提供による把握

(エ) 民生委員及び自治会、地域住民からの情報提供による把握

(オ) 本人、家族からの相談による把握

(カ) その他、本市が適当と認める方法による把握

イ 介護予防普及啓発業務

(ア) 各種保健福祉サービス及び介護サービスの利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発

(イ) 自治会、老人会等の高齢者が集まる機会に積極的に参加し、高齢者の生活支援にかかわる制度や情報、在宅介護等に関する情報の提供及び利用や介護予防についての啓発

(7) 重層的支援体制整備事業と連携した支援の実施

地域住民の複合化・複雑化した課題へ対応するため、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、多機関協働機関と連携し支援を実施すること。また、必要に応じて本市や多機関協働事業者が開催する重層的支援会議に参加すること。

(8) その他

ア 申請代行業務及び本市への進達等

高齢者等の保健福祉サービス等の利用申請手続きの受付、申請代行等の便宜を図るなど、利用者の立場に立って保健福祉サービスの適用の調整及び訪問調査を行う。

(ア) 老人福祉法及び地域支援事業等における対象者の実態把握・調査・申請代行及び本市への進達等

① 南城市地域ふれあいミニデイサービス事業
② 南城市高齢者筋力向上トレーニング事業『いきいき教室』
③ 南城市短期集中予防サービス・活動C事業『リエイブルメント型短期集中教室』
④ 南城市訪問型サービスA事業(生活援助)
⑤ 南城市食の自立支援サービス事業
⑥ 南城市訪問指導事業
⑦ 南城市緊急通報システム事業
⑧ 南城市シニアライフ向上事業(ストレッチ＆マシン・水中運動)
⑨ 南城市家族介護用品支給事業
⑩ 南城市家族介護慰労金支給事業
⑪ その他、老人福祉法及び南城市地域支援事業等に関する事業
⑫ 総合事業対象者においては基本チェックリストの実施も可能とする。

(イ) 南城市単独事業等における対象者の実態把握・調査・申請代行及び本市への進達等

① 南城市外出支援サービス事業
② 南城市高齢者一時保護事業
③ 南城市老人保護措置事業

(ウ) その他、南城市単独事業等に関する事業

イ 協議会への参加、資料提供の協力

ウ 介護保険・高齢者保健福祉行政の運営に当たり、本市が地域型センターにおいて実施する必要があるものと判断する業務

エ 担当地域内の地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する「運営推進会議」には、努めて出席すること。

オ 地域包括支援センター(基幹型、地域型)定例合同連絡会及び研修会への出席等

10　地域型センターの担当地区、設置数等



《担当地区》日常生活圏域　　【令和8年3月末現在】

【エリア】	東地区					西地区					全体
	津波古	小谷	新里	兼久	佐敷	百名	新原	玉城	中山	奥武	
	手登根	伊原	屋比久	外間	冨祖崎	志堅原	堀川	富里	當山	屋嘉部	
	仲伊保	新開	つきしろ	県営新開団地	県営新開第二団地	糸数	船越	愛地	前川	西原	
	県営仲伊保団地	志喜屋	山里	具志堅	知念	南風原	平良	嶺井	県営嶺井団地	古堅	
	吉富	久手堅	安座真	知名	海野	福原	島袋	当間	仲程	高宮城	
	久原	久高	県営知念団地			銭又	平川	稲嶺	大里GT	目取真	《市内行政区数》 70
	親慶原	喜良原	仲村渠	垣花		湧稲国	大城	稲福	真境名	県営大里団地	内、東地区 32 西地区 38
						県営大里第二団地	大里NT	第二GT			
高齢化率				31.02%					23.55%		26.67%
前期高齢化率				14.86%					11.90%		13.14%
後期高齢化率				16.17%					11.64%		13.53%
65歳以上人口				6,139人					6,482人		12,621人
65~74歳				2,940人					3,277人		6,217人
75歳以上				3,199人					3,205人		6,404人
総人口				19,788人					27,530人		47,318人

《参考》　　【令和8年3月末現在】

要支援認定者数	250	255	505

(1) 地域型センターの設置数は、次のとおりとする。

ア 南城市東地区 1ヶ所

イ 南城市西地区 1ヶ所

(2) 担当地区を超えた業務については、他の地区の地域型センターと連携を図り実施するものとする。

11 設置場所

地域型センターを設置する場所は、次に掲げる要件を満たす場所へ設置するものとする。

(1) 担当地区内において、高齢者の利便性に配慮した場所に設置すること。

(2) 事務室が2階以上にある場合は、エレベーター又はエスカレーター(昇降機等含む)が設置されていること。

(3) 事務所を借り上げた場合、当該契約締結時に建物賃貸借契約書の写しを提出すること。なお、当該契約中に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

(4) 建築基準法、都市計画法、農地法等の関係法令等の規定を遵守すること。

12 施設の設備

地域型センターを運営する事務所については、次のとおりとする。

(1) 入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物及び設備であること。

(2) 軽易な相談にも対応可能な受付カウンターを設置すること。

(3) 地域型センターの業務を適切に遂行するために必要な人員の配置が可能となるよう事務室スペース、相談に対応できるプライバシーに配慮した相談室(2 ヶ所以上の扉を有する個室等)を確保すること。

(4) 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備すること。

(5) 3職種及び認知症地域支援推進員等が使用する地域包括支援センター管理システム(以下「包括支援システム」という。)は、本市が指定したものを使用すること。その場合において、包括支援システムのパソコンについては、本市より貸与することとする。

(6) 電話及びインターネット等の環境整備

ア 地域型センター職員等が専用で利用できる電話、ファクシミリ、プリンター等を設置し、本市より貸与された包括支援システム等において使用するインターネット環境等を整備すること。

イ インターネットへの接続が可能な環境を整備し、かつ、地域型センター職員が専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

(7) 地域型センターを表示した看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

(8) 地域型センター職員が専用に利用できる自動車を配備すること。

(9) 車両には、センター名称を掲げること。

(10) 来訪者専用の駐車スペースを確保すること。

(11) 自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うこと。

(12) 事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うこと。

(13) 費用負担

包括支援システムに係る拠点間ネットワーク構築及び利用の費用については、本市で負担する。

(14) その他

その他、設備類等に係る契約については、本市は一切関与しないものとする。

13 業務開始後の報告等

業務開始後の報告等については、本市及び本市基幹型センターへ報告を行うこと。なお、報告内容等については、別に定める業務委託契約書の規定のとおりとする。

14 業務委託内容の変更等

(1)本市は、必要がある場合には業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、本市と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

(2)前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、本市はその損害を賠償しなければならない。賠償額は本市と受託者とが協議して定める。

15 損害のために必要を生じた経費の負担

業務委託の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により必要を生じた経費は受託者が負担するものとする。なお、第三者に賠償を行わなければならない事態が発生した場合に備えて、総合賠償責任保険等へ加入する等予め対策を講じること。ただし、その損害が本市の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は本市が負担するものとし、その額は本市と受託者とが協議して定める。

16 履行遅滞の場合における損害金等

(1)受託者の責めに帰する理由により履行期間内に業務委託を完了することができない場合において、本市は履行期間終了後に完了する見込みがあると認めたときは、損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

(2)前項の損害金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」(昭和 24 年大蔵省告示第 991 号)に定める割合を乗じて計算した金額とする。

17 業務執行方法の調整

本市及び受託者は、必要に応じ、業務の執行方法について要綱及び仕様書等に基づき調整し、双方は、業務が適正かつ円滑に執行されるよう努めるものとする。

18 秘密保持

業務委託の履行に際して知り得た個人情報その他の事項については、南城市個人情報保護条例(平成 18 年南城市条例第 8 号)の関係規定に従い、別に定める「個人情報取扱特約事項」(業務委託契約書に添付する予定)を遵守するものとする。

19 各種会議・検討会への参加

(1) 本市が主催する連絡会への参加、地域型センターの役割を果たしていくために必要な情報収集、意見交換、課題の検討を行うこと。

(2) その他、沖縄県等が主催する会議、研修会等に必要に応じて参加し、業務に必要な最新の情報収集をすること。

(3) 担当地区内での今後の「地域包括ケアシステム」の構築に必要な会議等へは、必要に応

じ参加すること。

20 事業評価及び調査等

地域型センターは、毎年度、その業務内容及び事業実績等を協議会において、評価を受けなければならない。また本市が必要に応じて業務の実施状況の調査を行うことができるものとする。

21 地域型センター運営に当たっての重要事項

(1) 苦情対応

ア 苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、利用者等から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

イ 苦情及び対応の内容について記録すること。

ウ 利用者等が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(2) 緊急時の対応

ア 業務の提供中に利用者の病状が急変した場合等は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じること。

イ 高齢者の虐待事案の一時的な避難所としての施設・機関を確保すること。

ウ 夜間や休日等の緊急相談等に備え、本市及び本市基幹型センターと連携し、医療機関、その他関係機関等との連携に努めること。

(3) 損害賠償

地域型センターが業務委託契約書の各条項に違反し、又は法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負うこと。ただし、地域型センターに過失がない場合は、地域型センターと本市との協議により解決するものとする。

22 協議事項

この仕様書及び業務委託契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、関係法令に従い、本市及び受託者が協議して書面にて定める。